

2010年世界馬術選手権大会 馬場馬術競技 代表人馬選考基準

標記大会の代表選手の選考にあたっては、選考競技会の結果をもとにオリンピック等対策委員会(以下「委員会」という)で選考し、理事会の承認をもって決定する。選考の方法については以下の手順に従って実施する。

2010年世界馬術選手権大会(以下「WEG」という)の出場基準を満たし、選手選考競技会に5組以上の人馬の申し込みがあった場合、2010年6月頃に欧州(予定)において選考競技会を実施する。上記人馬が4組以内の場合には、選考競技会を実施しない。

選考競技会を実施する場合および実施しない場合のそれぞれについて、以下のとおり選考基準を定める。

【選考競技会を実施する場合】

1. 代表人馬決定までの流れ

- (1) 選手の WEG 参加意志確認のため、選手名を明記した第 1 次申込書を 2009 年 12 月 25 日までに当連盟に提出する。
- (2) 選考競技会申込締切日までに、WEG 出場基準を満たした人馬名を明記した、選考競技会申込書を当連盟に提出する。
- (3) 選考競技会を開催し、代表人馬を選考する。

2. 選考競技会場および実施日

会場 欧州(予定)

日程 2010年6月

※ 実施要項が決定次第、当連盟ウェブサイトに掲載

3. 選考競技会参加条件

- (1) 日本馬術連盟および FEI に登録のある選手(16 才以上)と馬匹(8 才以上)とする。
- (2) 選考競技会申込締切日までに WEG の出場基準を満たした人馬のコンビネーション。
- (3) 2009 年 1 月 1 日以降の CDI3*以上の競技会において、《FEI グランプリ馬場馬術課目 2009》および《FEI グランプリスペシャル馬場馬術課目 2009》で最終得点率 61%以上を獲得した人馬のコンビネーション。

4. 選考競技会実施要領

- (1) 2 日間で実施し、第 1 日および第 2 日ともに同一メンバーによる競技を行う。
- (2) 両日とも《FEI グランプリ馬場馬術課目 2009》を実施する。
- (3) 2 日間の最終得点率の合計によって順位を決定する。同率の人馬があった場合には、

2日間の総合観察点の合計の高い人馬を上位とする。さらに同率の場合には、2日目の総合観察点の高い人馬を上位とする。さらに同率でかつそれら人馬が代表あるいは補欠として選考される対象となる順位の場合には、当該人馬のみによる順位決定戦を行い、その最終得点率が高い人馬を上位とする。さらに同率の場合には、総合観察点の合計の高い人馬を上位とする。それでもなお同率の場合には、委員会の判断に委ねる。

- (4) 外国人2名以上を含む5名のFEI馬場馬術審判員が審査を担当する。
- (5) 出場順序は、打ち合わせ会における抽選にて決定する。複数頭で出場する選手については出場間隔を考慮する。
- (6) 競技前に出場馬のインスペクションを実施する。
- (7) 選考競技会期間中に出場馬を対象として規程(「JEFドーピング防止および薬物規制規程」第22条第4項の選考補助検査)に則った検査を実施する。

5. 選考方法

- (1) 選考競技会における順位により、上位4人馬を代表、2人馬を補欠として選考する。1頭の馬で参加した選手はその人馬の順位を、複数の馬で参加した選手については、最上位の馬との組み合わせをもって選手としての順位とする。複数の馬で参加し、選手としての順位が第4位以内の場合であって2頭目(あるいはそれ以上)の馬との組み合わせの成績が補欠人馬よりも上位の場合は、その馬を当該選手の予備馬として取り扱い、当該選手と予備馬の組み合わせは補欠人馬に優先する。
- (2) 委員会が必要と判断した場合には、代表、補欠または予備馬の獣医検査および「JEFドーピング防止および薬物規制規程」第22条第4項の選考補助検査を、随時実施することがある。なお、検査結果によっては、代表人馬と補欠人馬を入れ替えることがある。

6. 経費

選考競技会参加に関わる諸費用はすべて選手の負担とする。

【選考競技会を実施しない場合】

1. 代表人馬決定までの流れおよび選考方法

- (1) 選手のWEG参加意志確認のため、選手名を明記した第1次申込書を2009年12月25日までに当連盟に提出する。
- (2) 選考競技会締切日までに、WEG出場基準を満たした人馬名を明記した、選考競技会申込書を当連盟に提出してもらう。選考競技会参加条件は、【選考競技会を実施する場合】に定めたものと同様とする。
- (3) 第2項に定める期日までに選考競技会への申込をした人馬のコンビネーションが4

組以下だった場合には、委員会において選考し理事会の承認を経て、当該人馬を代表人馬に決定する。

- (4) 第2項に定める期日より後にWEG出場基準を満たした人馬がある場合には、以下の手順で代表人馬を選考する。
- ① 第2項に定める期日より前にWEG出場基準を満たした人馬を優先する。
 - ② 複数の選手が異なる競技会でWEG出場基準を満たした(64%以上獲得2回目)場合には、当該競技の開催日時が早い人馬を優先する。
 - ③ 複数の選手が同一競技でWEG出場基準を満たした(64%以上獲得2回目)場合には、当該競技における順位が上位の人馬を優先する。同率の場合は、WEG出場基準を1回目にクリアした競技における最終得点率、それが同率の場合には総合観察点の合計、それが同率の場合にはOジャッジ(複数いる場合には最高得点率をつけた者)の得点率の高い人馬を優先する。それでもなお同率の場合には、委員会の判断に委ねる。

2. その他

日本でWEG出場基準を満たした人馬であっても、原則としてWEG組織委員会が指定する馬の輸送計画に従ってWEG競技会場に馬を輸送する。

【ケンタッキーへの輸送および輸出入検疫】

1. ケンタッキーへの輸送および輸出入検疫

- (1) 輸出検疫所に入厩させるのは代表馬のみとし、補欠馬は米国への輸出検疫の対象としない。なお、代表選手の予備馬の検疫所への入所については、すべての経費および責任を選手が負担する場合に限り認める。ただし、ケンタッキーへの輸送は行わない。
- (2) 輸出入検疫に関わる施設及び検査経費は連盟が負担する。
- (3) 競技場(輸送中を含む)における飼料は出発地から持ち込まず現地での調達を原則とし、現地調達飼料の経費は連盟が負担する。特別な飼料を持ち込む場合は各自の責任により手配すること。
- (4) 検疫所からケンタッキーおよびケンタッキーから自厩舎への馬輸送費用は連盟の負担とする。なお、原則として馬は出発地に戻るものとする。
- (5) 選手および馬管理者1名の活動拠点とケンタッキー間の旅費およびケンタッキーでの滞在経費(対象競技期間中)は連盟が負担する。
- (6) 上記以外の諸経費は選手の負担とする。
- (7) 検疫所への入所前に、獣医師による健康検査等を実施する場合がある。

2. その他

- (1) 選考競技会参加における選手および選手関係者の宿舎は、各自で手配すること。
- (2) 選考競技会のための馬の輸送および選手の移動は、各自の責任において実施するこ

と。

- (3) 選手は、活動を中断あるいは停止することとなった場合、医師あるいは獣医師の診断書を添えて馬場馬術本部に提出すること。
- (4) 代表人馬となった場合であっても、獣医師の診断等を基に、監督が馬匹の健康状態に不安があると判断した場合は、補欠人馬と入れ替えを行う場合がある。
- (5) 「JEF ナショナルチームの行動指針」に反する行為があった場合は、選考競技会の結果に関わらず資格を取り消す場合がある。
- (6) 補欠人馬との入れ替えおよび欠員補充等については、監督の判断を基に委員長の承認を得て行うものとする。